

参加意思確認公募手続実施理由書

工事名称： 深日港海岸 谷川東地区外 門扉等遠隔監視設備工事

大阪港湾局及び関連市町に設置されている水門等遠隔監視システムは、津波・高潮時に府民の生命・財産を守る水門・樋門・門扉の状態を確認するために、非常に重要な役目を果たす設備である。本工事は、対象とする門扉等の状態を、既設の水門等遠隔監視システムに表示させるものである。

既設の水門等遠隔監視システムは、大阪港湾局及び関連市町に設置している親局装置と、水門・樋門・門扉に設置している子局装置との接続方法、データ伝送に伴う信号処理方法、電氣的条件等の細部構造システム等について、製作者固有又は独自に開発設計した技術が採用され、要求性能を満足するよう製作されている。

そのため、新たに子局装置を増設する際には、既設親局装置との接続を前提としたシステム設計及び子局装置の製作能力が求められる。また現地据付の完了後には、既設親局装置を含めた遠隔監視システム全体としての機能動作確認を行う必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、既設システムの機能や構造の細部にまで精通していることが必要であり、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。また、本工事においては、既設システムの改造部分の全体工事費に占める割合が高くなっている。

以上のことから、既設システムの設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社関西支社が唯一の施工可能な業者であると考えているが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がいないかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施したい。

また、三菱電機株式会社関西支社から徴取した見積が予定価格内であり、かつ、参加意思確認公募手続を実施し、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がいない場合にあっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところであるが、本件は上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条ただし書き及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りの徴取を省略する。